

財務省告示第三百七十九号	省令第三十号（第六条第一項の規定に基づく、平成十六年八月二十五日に発行する利付国債の発行	条件等を次のとおり告示する。	平成十六年八月二十四日	財務大臣 谷垣 禎一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第三十七	回）	財政法（昭和十二年法律第三	十四号）第四条第一項及び平成	十六年度における財政運営のた	めの公債の発行の特例等に關す	る法律（平成十六年法律第二十	二号）第二条第一項	社債等の振替に關する法律（平	成十三年法律第七十五号。以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	の取扱い及び取得による発行	額、金額で二百億円	うち、財政法第四条第一項の規	定に基き、發行する利付国債に	ついては、額面金額で五十億	七千七百七十五万円、平成十六	年度における財政運営のため	の債の發行の特例等に關する法	律第二十条第一項の規定に基づ	き發行する利付国債について	額は、四百四十億二千二百	十億五千万円	二百億六千六百万円	五万円	最低額面金額	七六
--------------	--	----------------	-------------	------------	--------	-----------------	----	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	-----------	----------------	----------------	----------------	----------------	-------------	----------------	---------------	-----------	----------------	----------------	---------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------	--------------	--------	-----------	-----	--------	----

八 振 額 替 単 位

九 募 発 集 行 価 日

十 利 過 子 率 一 二 払 込 み

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年八月二十五日額面金額百円につき百円三十三銭

(一) 年 八パーセント

日本郵政公社総裁は、払込金額に日本郵政公社の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{66}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき

十 九	十 八	十 七	十 六	十 五		十 四
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

平 成 十 六 年 八 月 二 十 五 日	十 六 年 八 月 十 九 日 ま で	平 成 十 六 年 八 月 十 七 日 か ら 平 成	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 二 十 一 年 六 月 二 十 日	る 利 子 を 支 払 う 。	い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す	日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お	毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
---	--	--	------------------	---	---	--------------------------------------	--	--	--

$$\frac{\text{償還利率}}{100} \times 0.8 \times 1$$

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。